

九電健保脱退後の医療費について（ご案内）

ご家族が当健保組合の脱退日（資格喪失日）以降に当健保組合の資格で受診された場合、その医療費（自己負担分を除く）については、当健保組合へ返還いただく必要があります。

※脱退日以降に受診がなかった場合、医療費の返還は発生しません。

「脱退後の医療費」につきまして、以下の内容をご確認くださいませようお願いいたします。

脱退後の医療費とは

脱退日（資格喪失日）以降に、当健保組合の資格で受診された以下の費用をいいます。

- ① 医療機関・薬局・整骨院等で受診した医療費
- ② 治療用装具等の療養費
- ③ 出産育児一時金（当健保組合が医療機関へ直接支払っている分も含む）
- ④ 特定健診費用
- ⑤ 人間ドック等の検診費用
- ⑥ インフルエンザ予防接種費用補助金
- ⑦ 当健保組合の付加給付金

脱退後の医療費請求の時期

当健保組合で脱退日以降の受診状況を確認したのち、医療費返還のご案内をお送りします。医療機関からの診療報酬明細書（レセプト）が当健保組合に届くまで時間を要するため、ご案内は本書面の発行から3ヵ月程度経過したころにお送りする予定です。

なお、脱退日から日が浅い場合は、医療機関・薬局等で「請求先の変更」が間に合うことがありますので、受診した病院・薬局等にお問い合わせください。

返還いただいた医療費について

当健保組合へ変換した医療費を、脱退日以降に加入された健康保険組合等に請求できる場合があります。詳細は加入先の健保組合等へお問い合わせください。

※ただし、上記の当健保組合独自給付金（④⑤⑥⑦）は原則として請求できません。

＜お問い合わせ先＞

九州電力健康保険組合 TEL：092-726-1605